

買受申込要項

日田市大字三和字教田 2467 番 6

お問い合わせ及び書類提出先
〒877-8601
大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号
日田市役所 4 階
総務部財政課公有財産管理係
電話番号 0973-22-8215(直通)

一般競争入札により売却にいたらなかった物件について、先着順で売却するものです。

1. 売却物件

売却価格	4,970,000円
所在地	日田市大字三和字教田 2467 番 6
地積	265.75 m ² (公簿)
登記地目	宅地
土地形状	形状は、長方形 間口約 2m (南東方袋地で接面しており、接面道路と等高)
土地の定着物 建物の概要	—
接面道路の幅員等	地域内の支線幅員約 4mの舗装道路 (日田市所有) に 2m幅で接面している状況。(日田市から使用貸借を要する。)
公法上の規制	都市計画区域内 [用地地域：無指定地域]
供給処理施設の状況	水道：引込可
	ガス：なし
	下水道：有
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 久大本線「日田駅」 約 4.4 k m ・ 最寄バス停「壁野停留所」 約 0.2 k m
接近条件 (道路距離)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院 約 1.0 k m ・ 中心商店街 約 4.1 k m ・ 日用品店 約 0.5 k m ・ 郵便局 約 1.8 k m ・ 小学校 約 0.5 k m ・ 中学校 約 1.7 k m ・ 官庁街 約 3.8 k m
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域は、日田市中心部北方約 3.3 k m に位置する国道 212 号背後の一般住宅が建ち並ぶ標準住宅地域である。 ・ 国道 212 号花月バイパス沿道部には、郊外型店舗、沿道型サービス施設が建ち並んでおり、また、対象地域周辺部では、農地転用による住宅地開発も認められ緩やかに宅地化が進んでいくものと思料する。
特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用地として使用すること。(他への用途変更は禁止。) ・ 契約締結後 2 年以内に住宅建築を完了すること。 ・ 契約締結後 5 年間は第三者へ転売、又は貸付を禁止します。

2. 買受申込の受付及び方法

(1) 受付時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時

ただし、土・日・祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日は除く。

(2) 受付場所

日田市役所 4 階 財政課公有財産管理係

(3) 申込方法

「市有財産買受申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて、受付時間内に持参してください。

(4) その他

郵送での受付はいたしません。

必ず申込者本人か、申込内容について説明のできる方が、直接持参してください。

(5) 申込みに必要な書類

①個人の場合

- ・住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・納付すべき市町村の税金の完納証明、または滞納のない証明書（直近年度のもの）
- ・誓約書
- ・土地利用計画書

3. 買受者の資格

買受には個人のみ申込ができます。（法人は申込ができません。）

(1) 次の事項に該当する者は買受の申込ができません。

- ①成年被後見人又は被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- ②納付すべき市町村の税金に滞納がある者
- ③地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する日田市職員
- ④購入しようとする者又はその親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。
- ⑤暴力団員が役員となっている法人その他の団体。
- ⑥暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

4. 売却物件の事前確認

- (1) 資料は概要の記載ですので、申込を行う際には必ず現地、特約条項等に関する諸規制を事前に確認してください。
- (2) ご要望があれば、現地をご案内します。

5. 売買契約の締結

- (1) 買受者は、日田市との間で不動産売買契約書を締結していただきます。共同買受の場合は、共同買受人の連名での契約締結となります。したがって、共同買受人は、売買代金の支払いなど一切の件について、連帯して責任を負うこととなります。

6. 契約の条件

- (1) 売買契約締結から引渡しまでの間に、買受物件が買受人の責任でない原因で毀損した場合の損失については、日田市の負担となります。
- (2) 契約は、公簿面積にて行います。買受者は、売買契約締結後に売買した土地について、種

類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額や損害賠償を請求したり、契約を解除したりすることはできません。(消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は引渡しから2年間は協議に応じる)。なお、公簿面積と実測面積が違う場合は、公簿面積で所有権移転登記を行うことになります。

- (3) 売買物件は、現状有姿のまま引渡すものとします。
- (4) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受者において行っていただきます。
- (5) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

7. 契約保証金

- (1) 買受者は、売買契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納入していただきます。
- (2) 契約保証金は、日田市が発行する納入通知書により契約日までに納入していただきます。
- (3) 市との土地売買契約締結後、買受者が契約上の義務を履行しない場合は、契約保証金は日田市に帰属します。

8. 売買代金の支払

- (1) 売買代金から契約保証金として納めた金額を差し引いた残金を、日田市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

9. 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった時とします。また、所有権が移転した時に引き渡しがあったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は支払い完了後、日田市が行います。
- (3) 売買契約に必要な印紙代及び登記に必要な登録免許税等の一切の費用は買受者の負担となります。